

# 裁判官弾劾裁判所の法廷



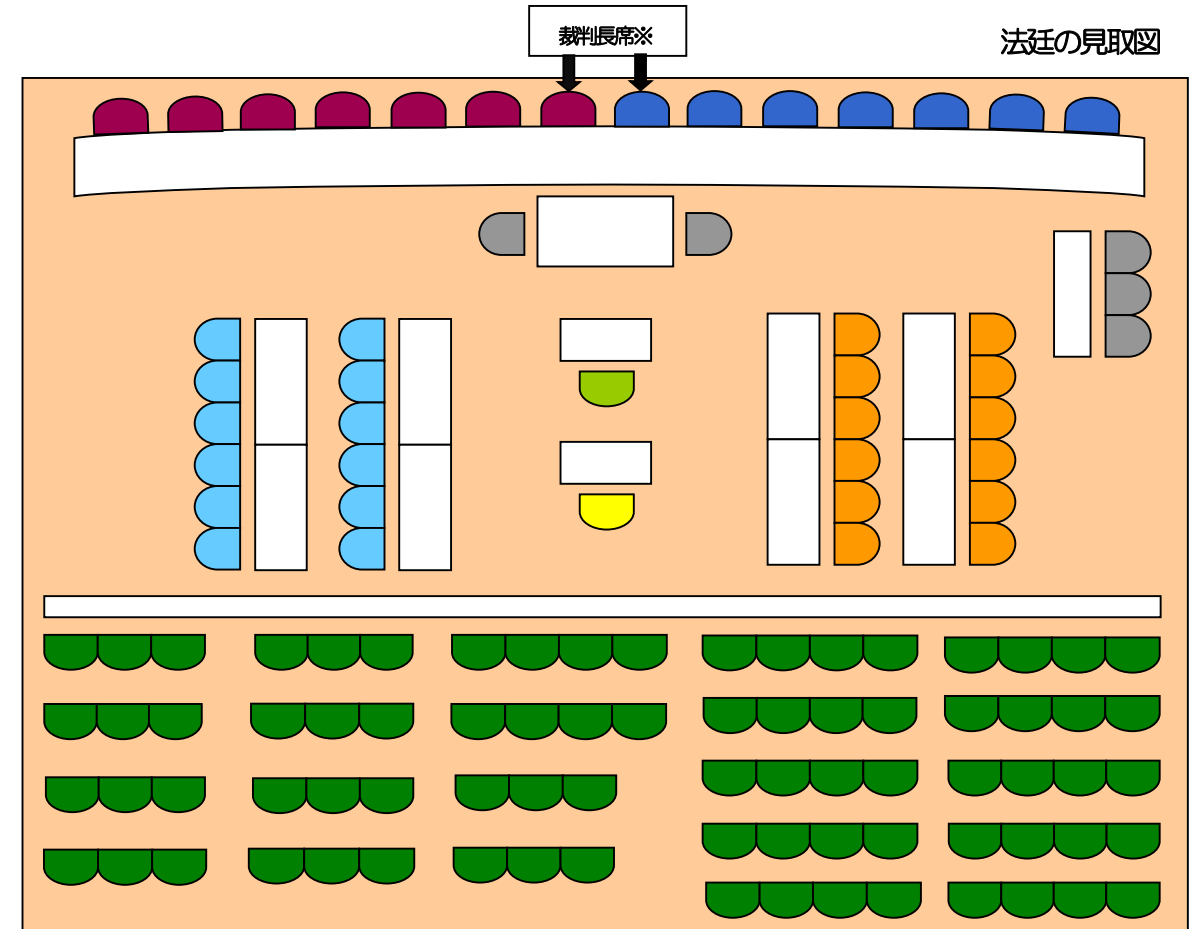
現在の法廷



昭和23年8月設置当時の法廷  
(旧赤坂離宮内)



昭和45年6月から同51年6月まで法  
廷が置かれていた当時の参議院議員会館



- 衆議院選出裁判員
- 被訴追者(請求者)
- 訴追委員
- 傍聴席
- 参議院選出裁判員
- 弁護人
- 弾劾裁判所職員
- 陳述席(証言台)

※裁判長は、原則として衆議院議員の裁判員と参議院議員の裁判員の中から1年毎に交互に選ばれます。

現在の裁判官弾劾裁判所(以下「弾劾裁判所」といいます。)の法廷は、昭和51年6月に造られました。

それまでの法廷は、昭和23年8月から昭和45年6月までは旧赤坂離宮(現在の迎賓館赤坂離宮)内に、昭和45年6月から昭和51年6月までは参議院議員会館内にありました。

裁判員が座る席は、向かって左側が衆議院選出の裁判員、右側が参議院選出の裁判員となっています。裁判長は、衆議院議員のときは、衆議院選出裁判員席の最も右側、参議院議員のときは、参議院選出裁判員席の最も左側に座ります(見取図参照)。

## 現在の弾劾裁判所の法廷

昭和51年6月、旧最高裁判所の大法廷を参考にして完成

広さ	約213平方メートル (約65坪)
訴追委員席	12席
弁護人席	12席
傍聴席	78席(記者席含む)